

米国教育判例にみる校内生徒の諸権利

古賀 一 博

〔I〕 序

現在、米国の学校内における生徒の諸権利は司法府の努力によって徐々にではあるが保障されるようになってきている。しかし、歴史的に概観してみると、それら学校内における生徒の諸権利はほとんどの場合、州の主張する利益と比較考量されて、常にその前に敗れ去ってきた。David L. Kirp も『Harvard Educational Review』の中で「裁判所は生徒の自由に関する利益を生徒の福祉に関する州の一般的関心事に対立するものと考えてきた」⁽¹⁾と述べているし、事実、1915年の連邦最高裁 *Waugh v. Board of Trustees* 事件⁽²⁾でもそのことが見てとれる。本件において、連邦最高裁は州の規則が生徒の規律 (discipline) を定め得るかどうかは州の責任で決定されるべきであるとし、生徒の権利を制限することを支持している。このように、これまで米国では、州の教育に関する権限が校内の生徒の権利より優先するとの考えが一般的であり、本件判決が半世紀以上も拘束性を有していたことから、そのことは明らかであろう。

しかし、1969年、連邦最高裁は *Tinker v. Des Moines Independent Community School District* 事件⁽³⁾ (以下、*Tinker* 事件) において、それまでの法原則を全面的に覆し、画期的な判決を下した。すなわち、同裁判所は「生徒は連邦憲法の下、人 (人格をもった一筆者) と見なされるとともに、学校の教職員や親からさえも独立して市民権を有する」と判示したのである。以後、その他の事件においても、この *Tinker* 事件の法原理が踏襲されるようになり、司法のみならず立法や行政の各関係機関においても大きな影響を及ぼしてきている。

一般に、言論、出版、結社の自由、規律 (discipline)、容姿 (personal appearance) などの問題が争点とされる事件では合衆国憲法修正第1条がしばしば引き合いに出され論議されることが多い。同条項には「連邦議会は、国教の樹立または信仰の自由な実行に関する法律を制定してはならない。また言論および出版の自由を制限し、或は人民が平穩に集会し、または苦痛の救済を求めて政府へ請願する権利を侵してはならない。」⁽⁴⁾とあり、立法府に対する重要な制限規定を明示している。さらに、司法府は特に言論、出版の自由に関係する事件では、修正第1条にとどまらず、修正第14条をも運用解釈することにより、市民の「表現の自由」を州を始めとする公的關係機関の権限乱用から保護してきているようである。合衆国憲法修正第14条には「……また何の州も、法律上の正当な手続によらないで、何人からも生命・自由または財産を奪ってはならない。またその管轄内にある何人に対しても、法律の平等な保護を拒んではならない。」と規定されているが、本条項の運用解釈の際、特に同条項に含まれている二つの規定、すなわち「適法手続」(due process)と「平等保護」(equal protection) 規定がしばしば問題とされている。本稿で取り扱う「校内生徒の諸権利」に関しても、近年全く同様の傾向が存在している。

例えば、1954年の連邦最高裁 *Brown v. Board of Education of Topeka* 事件⁽⁵⁾ さらには、1971年の *Serrano v. Priest* 事件⁽⁶⁾ などはその典型的事例といえよう。前者の *Brown* 事件において連邦最高裁は「州が整備すべき教育の機会均等は平等の条件の下、全ての者に準備さ

れねばならないものであること」を宣言し、投票（選挙）権のない、比較的に権利が認められてこなかった子供たちの諸権利を支持するとともに、教育の基本的重要性をも強調したのである。この判決は、その後の1960年代後半から1970年代前半の生徒のクラス分け（Classification）に関する諸事件においても強い影響を与えたと言われているし、後者の Serrano 事件にみられるような「財源上の平等」という概念にまで拡張適用されるようになってきている。

修正第1条や修正第14条の運用以外では、特にプライバシー侵害の問題を争点とする事件などにおいて、修正第4条「市民が不当な搜索、逮捕または押収から自己の身体、居宅、書類及び財産の安全を保障される権利は、これを侵してはならない」の運用解釈がしばしば問題とされているようである。

いずれにせよ、「校内における生徒の諸権利」をめぐる、前述の Tinker 事件や Brown 事件等が果たした役割は多大であったといわれており、事実、以後の司法判断のみならず、その後の連邦法や行政命令、たとえば1964年法（Civil Right Act of 1964）、全障害児教育法（Education for Handicapped Children Act）（P.L. 94-142）、行政命令11247⁽⁷⁾などにも大きな影響を及ぼしていると考えられている。

そこで、本稿は司法の判断を中心に現在米国において「個人として生徒の権利」が学校及び教室内においてどの程度・範囲まで保障されているかを以下の8つの小項目にそって検討・考察することを目的とするものである。

【Ⅱ】 校内生徒の諸権利

（1）言論の自由

言論の自由のみならず、個人としての生徒の権利を論じる場合、前述の Tinker 事件が重要な判例原理上の根幹をなしている。従って、特にこの事件に注目して、その基本的法原則を探ることにする。事実の概要は以下のとおりである。アイオワ州の Des Moines に住むクウェーカー教徒の一行は、ベトナム戦争に反対し、ロバート・ケネディー上院議員の提案する休戦に強い支持運動を行っていた。本件は、その中の一部生徒が学校内において、その運動支持を意味する腕章を着用していたことに端を発している。当該学校長は、その着用を止めるように指示したが、それら生徒は、その指示を無視したため、校長は、指示に従うまで彼らを停学処分にした。しかし、それら生徒のうち3人が親を通して、連邦裁判所に対し、学校の取った処分は、言論の自由を侵害する違憲行為であるとし、その懲戒的行為の停止を求めて、訴訟に踏み切ったのである。

下級審では、教育委員会の勝訴となったため、最高裁へ上告され、結果的に原告の逆転勝訴となった。事件の審理を行った連邦最高裁 Fortas 判事は、以下のように述べている。

「完全な統制は、問題を生じるであろうし、又、数多くの多様な意見が存在しうことは、不安を与えるかもしれない。さらに、他人の考えと異なる考えを教室、食堂、校庭で論じることは、議論を生み、混乱を生じることになるかもしれない。しかし、我々の憲法は、我々にその危険を侵すことを指示している。そして歴史は、それこそが公開性－冒険的自由であり、それこそがこの比較的許容的でかつ論争的社会に生き、成長してきたアメリカ人の活力、独立、国家的強さの基盤となっていることを教えている。我々の社会では、州によって運営される学校といえども例外ではない。学校職員は、その生徒に対して絶対的権限を有しているわけではない。生徒は、彼らが州に対してその義務を尊重

しなければならないのと同様に、州が尊重しなければならない基本的権利を学校の内外において有している。生徒は単に州の意思をうけ入れる一方的受容者ではない。彼らは、一般に認められた考えの表現を制限されることはない。彼らの言論を規制する憲法上合法的理由がないかぎり、生徒には表現の自由が与えられており、学校職員は、その表現を停止させることはできない。」⁽⁸⁾ このように連邦最高裁は、学校内における生徒の言論の自由を市民権保障の立場から一般の市民同様に認めたのである。

Tinker 事件の最大の意義は、「親がわり制」(in loco parentis)の基本原理の修正にあると言われる。すなわち、親は、その子供の言論の自由を不当に制限しうるし、また事実しばしばそうすることもある。しかし Tinker 事件においては、学校職員のかかる行為は、違憲であると判断したのである。このことは、「in loco parentis」そのものが形骸化したり、消失したりすることを意味するものではなく、むしろ「in loco parentis」が一率普遍的には校内の生徒に適用されないことを判示したと見るべきであろう。

Tinker 事件以後、裁判所は、成人と同じように憲法上の諸権利を生徒にも適用するような方向に、その舵を変更してきている。しかし、「in loco parentis」が制限されたとはいえ、現実にはその制度そのものが否定されたわけではなく、むしろ、どのような場合どの程度学校職員は腕章やバッジのような象徴的言論(simbolic speech)を含み、生徒の表現の自由を制限しうるかが今後重要なポイントになると思われる。この点に関して、Tinker 事件は、より具体的な程度や範囲を明示していないが、基本的原則として学校の業務や他の生徒の権利を明らかに侵害すると認められる行為に関しては、かかる校内生徒の権利は制限の対象となると判示しているようである。

現在、司法レベルにおいても、Tinker 事件の判例原理は、制限的に解釈されたり、あるいは、拡張的に解釈されたりしており、一定ではない。しかし今後、Tinker 事件以前の原理に戻るとはまずあり得ないことであろうし、むしろ、徐々にではあるが、「Tinker 事件の原理は一般に認められ、校内生徒の権利に関する他の多くの分野に拡張されてゆくのではないか」⁽⁹⁾と思われる。

(2) 出版の自由

出版の自由に関して、一般市民の場合はその内容が対社会的にみて「明らかに危険である」⁽¹⁰⁾ことが証明されない限り、その自由は保障されているが、学校内における生徒の場合はどうか。この問題に直接答え得る判例として Eisner v. Stamford Board of Education 事件⁽¹¹⁾がある。この事件において裁判所は、「学校の適切かつ正常なる運営を妨げたり、破壊、暴力、無秩序をひき起したり、他人の権利を侵害したりするとみなされる」出版物は、学校職員によってその配布を禁止され得ると述べている。従って、このような場合には、原則として生徒の出版の自由は制限を受けるわけであるが、ただ重要なことは、教師の恣意的判断で、上述の権限を乱用することは、決して認められるものではないし、また生徒の創造性、主体的思考、クラス運営にとってプラスにはならないことが明示されねばならないことになっている。

基本的には出版の自由に関する生徒の権利は、前述の言論の自由と同様に、Tinker 事件の判決原理にそって認められているといえよう。

(3) 結社の自由

この問題に関しては、特に、抗議権、秘密クラブへの参加権、学校設備の使用権、論争家 (controversial speaker) の招聘などがしばしば取り扱われる。特に初等、中等学校レベルでは、抗議権及び秘密クラブへの参加権が論争的となっている。一般には、裁判所は、州議会や学校当局の同好会、秘密クラブに対する姿勢を支持する傾向が強い。州議会や学校当局は、成長期にある生徒には、秘密クラブは望ましいものではないという姿勢を取っている。

しかし、抗議権や示威運動 (demonstrate) に対しては、裁判所の意見は、統一性に欠けている。すなわち、Gebert v. Hoffman 事件⁽¹²⁾のように、比較的自由的な立場を採用する判例もあれば、Sword v. Fox 事件⁽¹³⁾のように、保守的立場を取る判例もあり、詳細にわたって統一の見解が示されているとは言い難い。

Schimmel と Fischer は、結社の問題に関する司法の判断に対して以下のような結論を述べている。

- 1) 一般に「平穏なる集会」は認められうるが、校庭における全ての生徒によるデモは、違法的行為とみなされ、禁止される。
- 2) 校舎内、とりわけ授業時間中は、生徒のデモは認められない。その理由は、学校活動の妨げとみなされるためである。
- 3) 校舎外の抗議権は、校舎内よりは認められるが、校舎外のデモであろうとも授業時間中は認められないし、とりわけデモ参加者が授業を不当に欠席してそれを行ったり、他の授業を妨げたりする場合は、なおさらである。⁽¹⁴⁾

Schimmel らの示す結論に依拠するならば、結社の自由に関しても、前述の言論、出版の自由とほぼ同じように「学校の本来的業務 (教育活動も含む) や他の生徒の権利を明らかに侵害しないかぎり」同権利も基本的には法認されると解することができるように思われるが、司法当局内におけるかかる権利に関する判断は前述のとおり未だ完全に一致した結論を示しているとはいえず、同権利に関しても言論、出版の自由と同様、今後司法当局を始めとする関係機関によって、より具体的な基準の設定が望まれよう。

(4) 適法手続

適法手続の基本的目的は、誤った行為にさらされる危険を減じることにある。すなわち、より具体的に換言すれば、たとえば一つの例として、生徒が懲戒の対象となり、罰を受ける際、必ずその事前に事情聴取を受けたり、反論を主張する機会を与えたりすることなどを意味している。連邦最高裁も、この適法手続が個人の自由に必要な不可欠であることを明示している。一般には、この適法手続そのものに異論をはさむ余地はないが、学校における生徒の権利に関する限り、必ずしも、この適法手続の概念が完璧であるとは言い難い。事実、連邦最高裁も、Hannah v. Lannche 事件⁽¹⁵⁾において、「その (適法手続一筆者) 正確な限界線を明示することはできないし、またその内容自体、個々の事実関係に従って多様である。ある権利が特定の手続によって獲得されることを憲法が規定しているかどうかは、複雑な要素に依存している。すなわち、申し立てのあった権利の性格、手続の性格、さらには、その手続に付帯する責任等全てのことが考慮の対象とされねばならない。」と述べ、その概念のあいまいさ、あるいはケース・バイ・ケース的状况を示している。

適法手続の概念のあいまいさは上述のとおりであるが、実際、学校の生徒に対しても適法手続が保障され得るのか否か、また保障されるとすれば具体的にどのようなものであるのかという点を中心に、以下2つの訴訟事件を概観してみたい。

第1の事件は、Goss v. Lopez 事件⁽¹⁶⁾である。本件は、数名の中等学校生徒が事前聴取の機会を与えられることもなく、10日以内の停学処分を受けたことに端を発している。裁判所は、その停学処分を過法手続に関する違法行為として、生徒の権利を支持し、停学の無効を宣言した。「適法手続は、10日以内の停学に関しては、口頭あるいは文書による注意が生徒に対して与えられるべきことを指示している。さらに、もし、生徒が希望するなら、彼の言い分をのべる機会が与えられねばならない。」このように、裁判所は、生徒の存在そのものが明らかに危険である場合を除けば、停学処分に先行して注意と聴取が必要であるとしている。

第2の事件は、Wood v. Strickland 事件⁽¹⁷⁾であるが、本件も、前述の事件同様、3人の第10学年の女生徒が3カ月の停学処分を受けたことに端を発している。本件においても、裁判所は、原告側の主張を受け入れ、適法手続によらない処分を無効とした。歴史的にみた場合、上述2つの事件に代表されるように、裁判所は、生徒の場合にも適法手続を保障する立場を取ってきた場合が多い。しかしながら、適法手続概念のあいまいさから、生徒の場合、それが採用されない事件も事実存在し、必ずしも、裁判所の内部でも完全に一致した立場が確立されているとは言えない。

Buss はこの適法手続概念のあいまいさを上述2つの事件に関連させて、次のように指摘している。すなわち、「一方では、(a)いかなる理由であれ、恣意的停学処分は存在しえない。(b)明白な証拠のないかぎり、学校当局は、生徒に懲戒を加えることはできない。(c)校長は、公正な処置をとるために、その懲戒行為の前に綿密な調査をしなければならない。(d)学校職員は、禁止行為及び罰則の再検討を行わねばならない。」ということが必要とされるが、「他方では、(a)学校当局は、必要以上の訴訟トラブルをおそれて、たとえ他の生徒に害を及ぼす行為でもだまって見逃すこともあり得るかもしれない。(b)適法手続にかなりの時間を労費すれば、不当な行為(生徒の)がその間に見逃されるかもしれない。(c)有能な学校職員たちは、もし彼らが取った処置(懲戒処分)が違憲であり、個人的にも法的責任を負わされるかもしれないとすれば、学校内の仕事も前向きに取り組めないかもしれない。」⁽¹⁸⁾という可能性も生じてくるというのである。

たしかに、Buss の指摘のように適法手続の運用は、いわば「もろ刃の剣」的な要素を含んでおり、生徒の権利保障という観点からみれば、必要不可欠なものであるが、反面1つまちがえば、学校の正常から本格的業務の障害ともなりかねないかもしれない。しかし、適法手続そのものを無視した学校側の恣意的、独断的権限の行使が法論理上認められない以上、適法手続に関しても、司法当局を始めとする関係機関が生徒の権利保障と学校の正常かつ本来的業務遂行の両観点からより具体的かつ客観的な基準を策定し、運用してゆく努力を続けることが必要であろう。

(5) 容 姿 (Personal appearance)

米国内にある11の連邦控訴裁判所の中においても、容姿に関する一致した判断は示されていない。特に頭髮に関する訴訟事件の場合、第1、第2、第3、第4、第7、第8巡回区の控訴裁は、連邦憲法で示された権利を保障する立場を明示している。⁽¹⁹⁾ 他方、コロンビア特別区、第5、第6、第8、第10巡回区の控訴裁は、生徒の髪の毛の長さの好みは、連邦憲法で保障されている主要

な権利には包含されないとしている。²⁰⁾ このように裁判所内部においても統一的判断が示されていないが、近年の判決動向としては、規律 (discipline) を発展、促進させたり、秩序を維持したり、生徒の安全を保障したり、学習目的に見合った環境を準備したりするためには、身なりに関するガイドラインが必要であるという見解が多く提示されているようである。

ただ、1972年の修正教育法 (the Education of Amendments of 1972) では、少女よりも少年に髪を短く切ることを強制する規律は禁止されることが示されている。もちろん、スカートの長さやスケスケのブラウスなどの服装に関する事項はその限りでない。いずれにせよ、生徒の容姿に関する司法の判断は未だ一致した結論を帰納しておらず、各司法区レベルで大きく異なっている。こうした司法レベルにおける判断の分かれる最大のポイントは、第1にかかる容姿に関する権利が憲法上保障される権利か否かの解釈の相違と、第2に地方教育行政当局が定める容姿に関する規則の妥当性に対する判断が大きく異なるためであると考えられる。

(6) 搜索と押収

Tinker 事件は、前述したように、教室内、学校内における生徒の憲法上の諸権利が保障されることを明示している。従って、その解釈に従って言えば、生徒の持ち物を搜索することは違憲とみなされることになるかもしれない。しかし、実際に、生徒の持ち物に対する搜索押収に関する訴訟事件では、「in loco parentis」が支持、適用されている。事実、連邦最高裁は、生徒の持ち物に対する搜索押収に関する事件において、一度も、修正第4条の条項を適用していない。従って、この問題に対する判例原理は、州レベルの最高裁が判示した原則によるところが大きい。一般に、各州の裁判所は、修正第4条が生徒に対しても、“不当なる搜索”からの保護を基本的には保障しているという立場を取っている。しかしながら、その不当性の判断において、学校内の規則や規律は、その不当性に当たらないとして、学校側のかかる行為を認める立場を取ってきた。Tinker 事件後においても、以下述べる二つの事件で、州最高裁は、上述と同じような結論を判示している。すなわち、カンザス州の State v. Stein 事件²¹⁾において同州最高裁判所は、学校職員による生徒のロッカー搜索行為は、学校に対し本来的に付与された権限であるとし、学校の維持、運営において保持されるべきものであるとしている。ニューヨーク州最高裁に係属された People v. Overton 事件²²⁾においても、同様の結論が導き出されている。ただ唯一の例外的判例がルイジアナ州最高裁に係属された State v. Mora 事件²³⁾である。本件のみが修正第4条を適用し、学校の搜索行為を違憲としている。事件は、学校職員がマリファナ搜索のため、生徒の小物入れを調べたことに端を発したものであるが、同最高裁は、「たとえ違法な物の所持に疑いを持った学校職員が生徒の個人的持ち物を搜索する行為といえども、例外ではない。」として、学校側の搜索行為を違憲としたのである。このことに関連して、Phay と Rogister は、以下のような指適をしている。すなわち、「学校職員は、搜索の前に、その搜索が正当であるとする理由を記録しておくこと、また、搜索に対する生徒の同意を得るべきこと、証拠あるいは証人が存在すべきこと、さらに、刑法上の違反が考えられるならば、しかるべき権限を有する官憲に搜索されるべきこと。」²⁴⁾である。

いずれにせよ、今後、司法当局が、この問題に対して、修正第4条を普遍的に適用、確立していくかどうかは、判断しがたいが、少なくとも、1州においては、学校の搜索行為は、認められないことは注目しなければならないであろう。違法か合法かの問題は、別としても、学級の正常

な運営の面からすれば学校職員の搜索、押収行為が生徒との関係においてプラスとは考えにくい。従って、学校職員は、生徒のプライバシーに関する権利を基本的に尊重しつつ、上述の Phay と Rogister の指摘を十分考慮する必要があるのではないだろうか。

(7) 結婚と妊娠

結婚あるいは妊娠している生徒の受教育権の問題は、今日、判例上は、ほとんど問題とされておらず、彼らの受教育権は保障されなければならないとされている。この判例原理が確立されたのは、1972年の連邦最高裁に係属された Eisenstadt v. Baird 事件⁽²⁵⁾である。本件において、同裁判所は、「もし、プライバシーに関する権利が何らかの意味をもつとすれば、それは、結婚したり独身でいたり、あるいは、子供を産んだり、産まなかったりするという個人に関する基本的権利に対し、不当な政府の干渉から解放されていることを意味すると解せられる。」と述べ、妊娠している生徒の就学を認めたのである。ただ歴史的にこの問題を概観してみると『Texas Law Review』⁽²⁶⁾でも述べられているように、結婚、妊娠している生徒の就学に対しては、学校当局は、かなり消極的であったということがいえる。とりわけ、結婚していないのに妊娠している生徒に対しては、強い道徳的非難があげられていた。学校側の生徒の結婚、妊娠に対する排斥の姿勢の根拠は、「道徳性の維持」、「生活破壊の防止」、「生徒の健康、福祉の維持」にあった。しかし、前述の Eisenstadt 事件や下級審判決ではあるが1971年の Ordway 事件⁽²⁷⁾等を契機にして、司法当局は、学校の道徳性維持の姿勢から母親の受教育権保障の立場へ移行したとみてとることができる。さらに、この傾向は、1972年修正教育法のタイトルIXにも反映され、妊娠生徒の就学を制限することの禁止が学校側に対して明示されたのである。他の生徒に対する徳育の観点からも、妊娠した生徒を一方的に排斥するよりも、むしろ、教室内に暖かくむかえ入れた方が、生徒の結婚、妊娠に対する態度を育てたり、自己概念 (self-concept) の形成においても有効であるとする考えが主流になってきているようである。

(8) 規律と体罰

NIE (National Institute of Education) の調査によると、1978年現在、全米の学校で1カ月の間に、約11%、240万の生徒及び12%、12万の教師が何らかの私物を盗まれており、高校では、約1.3%の生徒及び約0.5%の教師が1カ月間に、暴行を受けていると言われている⁽²⁸⁾。従って、この状況に対応するため、規律及び体罰の問題は、米国各地においてかなり切迫した問題として受けとめられているといえよう。

裁判所は、この規律及び体罰に関する問題に対しては、これまで本論文で取り扱ってきた他の事項よりも、かなり大幅な権限を学校側に付与している。さらに付言するなら、一般的体罰に関するかぎり「適法手続」(due process)の必要性はないとさえ言っている。もちろん、恣意的で、悪意にみちた、残虐な体罰は、認められるはずもないが、基本的には教育目的に合致しかつ合理的理由があれば体罰は認められると解されている。また、一般には、学校外における生徒の行為に対する学校の懲戒行為は、認められていないが、それが学校内においても影響を及ぼすと判断される場合は、かかる懲戒行為が認められると解されている。(Howard 事件 N.Y.S. 1969年)⁽²⁹⁾

そこで、この体罰に対して重要な原理を明示した連邦最高裁係属の Ingraham v. Wright (1977) 事件⁽³⁰⁾を取り上げて、その基本的原理を探ってみることにする。

本件は、学校職員が、複数の生徒に対して、体罰として、棒、メリケン (指関節にはめる金属

器), ベルトで殴打を加えたため、血腫からすり傷に至る怪我を負わせたとして、生徒側が訴訟したものである。原告側は、その体罰は、残虐で尋常ではなく、修正憲法第8条「……惨酷で異常な刑罰を科してはならない。」に違反していること、さらに、体罰を加える前に、注意や事情聴取を怠ったため修正憲法第14条の定める「適法手続」に違反することを主張した。連邦最高裁は、5対4にその意見が分かれ、統一した見解に至らなかったが、結果として、原告主張を棄却して、その体罰を適法としたのである。裁判所の判断は、「第1に、学校生徒は、修正第8条の適用を要求することはできない。第2に、修正第14条の適法手続に関しては、(a)フロリダ州法は、教師に対して、体罰を加える前に校長との相談を必要としているし、また(b)教師は、不合理な体罰(不法行為)によって生じた行政上の損害に対し責任を負うことになっている。さらに、(c)教師は、身体的に生徒に害を及ぼすような不当な暴行に対しては論理的には罰を負うことになっているなどを考慮すると、フロリダ州法は、適切な保護策をすでに有していたと解せられ、原告の主張は受け入れられないというものであった。

もちろん、NEA (National Education Association) のような一部団体などは「規律の目的のために身体的苦痛を生徒に与えること」に反対するとともに、「全ての学校に対して体罰廃止の予定時期」まで要求している団体もあるが、⁽³¹⁾この Ingraham 事件に代表されるように、米国の司法当局は体罰に関してかなり肯定的立場を採用しているようである。

【Ⅲ】 結 論

以上のように、法論理上、州及びその下部機関(具体的には多くの場合地方教育行政機関)が本来的に有するとされる学校教育に関する諸権限に対して、近年司法当局が校内における生徒個人の基本的な人権ともいえるべき諸権利をどの程度・範囲で法認してきているかを概観してきた。

基本的には、校内における生徒個人の諸権利は、一部の項目を除けば、大筋において法認されるようになってきているといえる。もちろん、それらの場合においても、州及び地方教育行政機関の学校教育に対する権限そのものが否定されているわけではなく、あくまで恣意的、独断的権限の行使が制限されているにすぎないことは注意しなければならない。換言すれば、Tinker 事件の判決原理が示すように、学校の本来業務や他の生徒の権利を明らかに侵害する場合は、これまで通り、学校及び地方教育行政機関の権限の方が優位性を有するわけである。

全体を通して、特に特徴的な点は言論、出版、及び一部結社の自由を始めとするいわゆる「知的・精神的自由」と適法手続に関する諸権利をかなり尊重する傾向が著しいことである。また、結婚・妊娠に関する生徒の権利に関しては、近年の女権拡張運動の影響もあってか、ほぼかかる権利が認められるようになってきていることも興味深い。しかし、他面、容姿に関する権利のように、司法当局内においても一致した見解を提示しうる段階にないものや、体罰や搜索・押収にみられるようにむしろこれまで通り学校や教育行政機関の権限を支持するケースが主流をしめる項目もあり、本論文で取り上げたすべての項目に関して、同じように校内生徒の権利が保障されているわけではない。

いずれにせよ、司法当局が校内生徒の「知的・精神的自由」に関する項目を中心にしてではあるが、学校・地方教育行政機関の権限行使に対して一定のきびしい制限を課すようになってきたことは、学校教育に関する伝統的教育観ともいえるべき「in loco parentis」の修正解釈が司法当局内において行なわれたことを意味するとともに、校内生徒の権利保障という観点からみれば、

大きな意義をもつものであるといえよう。

今後の課題として、懲戒行為としての体罰の実施の際、示さなければならないとされるかかる体罰の「妥当性」(reasonable)の証明と「適法手続」概念の内実に関しては訴訟事件ごとにケース・バイ・ケース的状况を示しているのが現実であるので、それらのより具体的、客観的定義及び基準の設定が必要であるように思われる。今後の判例動向を注目したい。

《注》

- (1) David L. Kirp; "Student Classification, Public Policy, and the Courts", *Harvard Educational Review* 44, 1974, p.26.
- (2) *Waugh v. Board of Trustees*, 237 U. S. 589 (1951).
- (3) *Tinker v. Des Moines Independent Community School District*, 393 U. S. 503 (1969).
- (4) 本論文中において引用している合衆国憲法修正第1条, 修正第14条, 修正第4条は檜山武夫著『アメリカ憲法史研究』1958, p.748-p.751に依った。
- (5) *Brown v. Board of Education of Topeka*, 347 U. S. 483 (1954).
本件に関する詳細な内容は上原貞雄著『アメリカ教育行政の研究—その中央集権化の傾向—』1971, p.266-p.271を参照されたい。
- (6) *Serrano v. Priest*, 5 C 3d 584, 487 P.2d 1241 (1971).
- (7) Executive Order No.11247, 30 Fr 12327, (September 24, 1965).
- (8) *Tinker v. Des Moines*, supra at 508-509.
- (9) Donald A. Myers; "The Right of Students in the Classroom and School", p.371.
- (10) *Schenck v. United States*, 249 U. S. 47 (1919).
- (11) *Eisner v. Stamford Board of Education*, 440 F.2d 803, (2d Cir., 1971).
- (12) *Gebert v. Hoffman*, 336 F. Supp. 694 (E. D., Pa. 1972).
- (13) *Sword v. Fox*, 446 F. 2d 1091 (4th Cir., 1971).
- (14) Schimmel and Fischer; *The Civil Rights of Students*, p.108.
- (15) *Hannah v. Larche*, 363 U. S. 442 (1969).
- (16) *Goss v. Lopez*, 419 U. S. 565 (1975).
- (17) *Wood v. Strickland*, 420 U. S. 308 (1975).
- (18) William G. Buss; "Implications of *Goss v. Lopez* and *Wood v. Strickland* for Professional Discretion and Liability in Schools", *Journal of Law and Education* 4, (October 1975), p.567.
- (19) Mawdsley; "Constitution Rights of Students", pp.163-164.
- (20) idid. pp.163-164.
- (21) *State v. Stein*, 456 P.2d1 (Kan. 1969).
- (22) *People v. Overton*, 249 N. E. 2d 366 (N. Y. 1969).
- (23) *State v. Mora*, 307 S. W. 2d 317 (1975).

- (24) Robert E. Phay and George T. Rogister. Jr.; "Searches of Students and the Fourth Amendment", *Journal of Law and Education* 5 (October 1976), p.57.
- (25) Eisenstadt v. Baird, 405 U. S. 438 (1972).
- (26) "Marriage, Pregnancy, and the Right to Go to School", *Texas Law Review* 50 (August 1972).
- (27) Ordway v. Hargraves, 323 F. Supp. 1155 (D. Mass. 1971).
- (28) George H. Gallup; "Tenth Annual Gallup Poll of the Publics Attitudes toward the Public Schools", *Phi Delta Kappan* 60 (September 1978), p.34.
- (29) Howard v. Clark. 299 N. Y. S. 2d 65 (1969).
- (30) Ingraham v. Wright, 45 L. W. 4364 (1977).
- (31) *Report of the Task Force on Corporal Punishment* (Washington, D. C. : National Education Association, 1972), p.4.

<SUMMARY>

The Rights of Students in the School
according to Educational Cases
in the United of States

Kazuhiro Koga

Historically, in educational cases where the interests of the states and those of children were at issue, the state has won consistently. For example, D. L. Kirp states that "The Court has viewed children's interests in liberty as conflicting with the state's general concern for the well-being of children; in resolving that conflict, children have lost." The U. S. Supreme Court also upheld a state educational policy that restricted student rights, ruling that it was the state's responsibility to determine whether its regulations promoted discipline among its students. And this precedent remained essentially in force for more than half a century.

But in 1969 the Court handed down its landmark decision in *Tinker v. Des Moines Independent Community School District*, declaring explicitly for the first time that children "are 'person' under our Constitution," and that they have civil rights independent of school officials and even of parents. Rulings in other educational cases have followed the *Tinker* precedent.

This paper, therefore, considered to what extent the rights of students in the school have been confirmed in following eight areas; 1) freedom of speech, 2) freedom of the press, 3) freedom of association, 4) due process, 5) personal appearance, 6) searches and seizures, 7) marriage and pregnancy, 8) discipline and corporal punishment.

高松短期大学研究紀要

第 16 号

昭和61年3月15日 印刷
昭和61年3月25日 発行

編集発行 高松短期大学
〒761-01 高松市春日町960
TEL (0878) 41-3255(代)

印刷 高東印刷株式会社
高松市東山崎町596番地
TEL (0878) 47-5265(代)